

別表(第3条、第4条、第9条関係)

措置要件	期間
1 法人その他の団体若しくは事業を営む個人(以下「法人等」という。)の役員等が暴力団員等であること又は暴力団員等が法人等の経営若しくは運営に関与していること。	当該排除措置の開始の日から12月間
2 法人等又はその役員等が、暴力団の威力、暴力団員等又は前号に規定する法人等を利用していること。	当該排除措置の開始の日から6月間
3 法人等又はその役員等若しくは使用人が、暴力団、暴力団員等又は第1号に該当する法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与すること等により暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
4 法人等又はその役員等若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
5 法人等又はその役員等若しくは使用人が、前3号の規定に該当する者であることを知りながら、その者を利用していること。	当該排除措置の開始の日から3月間
6 法人等が、第10条の規定による指導に従わなかったこと。	当該排除措置の開始の日から2週間